日本医科大学医学部学則

(昭和30年4月1日規程第1号)

第1章 総則

(目的・使命)

- 第1条 日本医科大学医学部(以下「本学」という。)は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く医学を研究教授し、知的道徳的応用的能力を展開させることを目的とする。
- 2 前項の目的を達するために、広く医学を世界に求め、堅実公正な医師を育成することを 使命とする。

(自己評価等)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 自己点検委員会の組織等に関する事項については、別に定める。

(組織)

第3条 本学に医学科を置き、6年の一貫教育を行う。

(収容定員)

第4条 収容定員は、入学定員118名、総定員708名とする。

(修業年限・修了年限・在学年限)

- 第5条 修業年限は6年とし、第3年次末をもって前期の修了年限とする。ただし、第17条の定めにより編入学した者については、修業年限を5年とする。
- 2 在学年限は、前項の規定する修業年限及び修了年限のそれぞれ 2 倍をこえることはできない。
- 3 同一学年の在学年限は原則として2年とし、学長が特別の事情があると認める者については、医学部教授会(以下「教授会」という。)の審議を経て、1年に限り延長を認める。

第2章 授業科目(コース)・授業時間及び単位数

(授業科目)

- 第6条 授業科目は大別して基礎科学科目、基礎医学科目、臨床医学科目(コース)、その他 の科目とする。
- 2 授業科目とその授業時数は別表1に定めるところによる。
- 3 本学における学科目は別表2に定めるところによる。
- 4 臨床医学コースは別表3に定めるところによる。

第3章 履修方法及び修了・卒業の認定

(履修方法・授業日数・単位の計算方法)

- 第7条 授業科目の履修は別表1に従い、所定の授業日数(又は単位数)を履修するものとする。
- 2 各年次の授業日数は、学年末試験、臨床実習期を含み、年間37週を原則とする。

- 3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目修了の認定)

- 第8条 授業科目修了の認定は、試験等の成績に基づき、教授会の審議を経て、学長がこれ を決定する。
- 2 成績の評価は、優・良・可・不可の4種類とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(優 80 点以上、良 70 点以上、可 60 点以上、不可 59 点以下)

- 3 次の各号の一に該当するものに受験資格を与える。
 - (1) 各年次の試験においては、その授業科目の規定の授業時数(講義と実習の合計時数) 及び実習時数のそれぞれについて3分の2以上出席した者
 - (2) 臨床実習の受験資格については、別に定める。
- 4 必修科目に受験資格のない者は、その授業科目を再び履修しなければならない。
- 5 試験等に関する規定は別に定める。

(他大学等での履修認定)

- 第9条 教育上有益であると認めるときは、本学の定める国内外の他の大学、病院又は本学が認める関連施設において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。
- 2 第 17 条により入学した者が、本学入学前に修得した単位の認定については、教授会の 審議を経て学長が決定する。

(卒業の認定)

第10条 第5条に定めた修業年限以上在学し、全ての科目及びコースの試験に合格した者 に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。

(卒業証書及び学位の授与)

- 第11条 卒業の認定を受けた者は、教授会の審議を経て、学長が卒業証書及び学士の学位 を授与する。
- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学とする。
- 3 本学において授与する卒業証書・学位記の様式は、別記様式1のとおりとする。 第4章 学年・学期及び休業日

(学年·学期)

第 12 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了するものとし、これを次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第13条 休業日(授業を行わない日)及び休業期間(授業を行わない期間)は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
 - (3) 創立記念日 4月15日
 - (4) 春季休業 3月21日から4月7日まで
 - (5) 夏季休業 7月19日から8月31日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
- 2 前項に定める他、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長が必要と認めたときは、休業日及び休業期間を変更することがある。 第5章 入学・休学・退学

(入学時期)

第14条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における 12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文 部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育 施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める 基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定め る日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(転入学)

第16条 他の大学医学部又は医科大学の学生で、その大学長の許可を得て、本学に転入学を希望する者は、欠員のある場合に限り、試験の上入学を許可することがある。

(編入学)

- 第17条 本学に編入学を希望する者については、選考のうえ編入学を許可することができる。
- 2 この場合の入学年次は、第2年次とする。

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の受験料60,000 円及び別に定める書類を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

(入学選考)

第19条 入学の選考は、学力及び人物について行う。

(入学手続)

- 第20条 入学の選考に合格したものは、指定の期日までに、誓約書、保証書、卒業証明書、住民票その他所定の書類を提出するとともに、入学金1,000,000円及び第30条による学費を納付しなければならない。
- 2 既納の入学金及び学費は返戻しない。ただし、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた学費を返還する。
- 3 第1項の手続をしない者は、入学を許可しない。

(入学許可)

第21条 前条の手続を完了した者は、教授会の審議を経て、学長が入学を許可し、学籍に 登録する。

(本籍・住所・姓名変更)

- 第22条 学生及び保証人が本籍又は住所等を変更した場合は、直ちに届出なければならない。
- 2 学生が姓名を変更した場合には、住民票記載事項証明書を添えなければならない。 (休学)
- 第23条 疾病その他止むを得ない事由により、2ヵ月以上修学することができない者は、 休学願に保証人連署の上、その事由を証明する書類を添えて学長に願い出るものとし、許 可を得なければならない。
- 2 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

- 第 24 条 体学は 2 年以内とする。ただし、前条第 2 項の場合に限り、更に 1 年を限度として延長することができる。
- 2 休学期間は通算して4年以内とする。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中にその事由が消滅して復学しようとする者は、復学願に保証人連署の上学長に願い出るものとし、許可を得なければならない。ただし、当該休学が疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、退学願に保証人連署の上学長に願い出るものとし、許可 を得なければならない。

(再入学)

第27条 退学した者で、再入学を願い出る者は、学長が原学年又はそれ以下に再入学を許可することがある。

(除籍)

- 第28条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
 - (1) 成業の見込みのない者
 - (2) 第5条の在学年限をこえた者
 - (3) 第24条第1項又は第2項にそれぞれ定める期間をこえて、なお復学できない者
 - (4) 学費の納入を督促された後、30日以上納付しない者
 - (5) 1年以上行方不明の者
 - (6) 死亡届が提出された者

(転学)

第 29 条 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。 第 6 章 学費

(学費)

第30条 学生が納付しなければならない学費は、授業料、実習費、施設整備費及び教育充実費とする。

(金額・納付時期・学費の額の変更)

- 第31条 学費の金額及び納付時期は、これを次のとおり定める。
 - (1) 授業料 2,470,000 円(年額)

実習費 510.000 円(年額)

施設整備費 570,000 円(年額)

教育充実費 900,000 円(年額)

ただし、平成26年度入学者から適用する。

(2) 学費は、毎年4月30日までに納付するものとする。

ただし、第 20 条第 1 項の入学手続をする際に納付すべき学費の納付期限は、同条同項により別途指定する期日までとする。

- (3) 止むを得ない理由の願い出によっては、期間を定めて分納を認めることができる。
- (4) 第20条第2項のただし書きの場合を除き、既納の学費は返戻しない。
- 2 在学中、授業料その他について変更があった場合には新たに定められた金額を納付する ものとする。
- 3 学年の中途において卒業する見込みの者の納付する学費の取扱いは、別に定める。 (特待生の学費)
- 第32条 入学試験の成績が特に優秀で、人物に優れている者を特待生として、学費の一部 を免除することができる。
- 2 特待生に関する事項は別に定める。

(停学及び休学中の学費)

第33条 停学又は休学中の者についての学費は減免することがある。

(退学者の学費)

第34条 退学する者は、その年度における学費を納付しなければならない。

第7章 聴講生

(聴講生)

- 第35条 本学所定の授業科目のうち1科目又は数科目について聴講を希望する者がある時は、教育研究に支障がない限り、学長が、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関する取扱いは別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第36条 本学に公開講座を設けることがある。

第9章 賞罰

(表彰)

- 第37条 品行学業ともに優秀な者を、表彰することがある。
- 2 表彰に関する事項については、別に定める。

(懲戒)

- 第38条 学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分にもとる行為ありと認められるものは懲戒に処する。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続きについては、別に定める。
- 第39条 表彰及び懲戒は、学長がこれを行う。

第10章 職員組織

(職員組織)

- 第40条 本学の職員組織として学長、医学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。
- 2 職員組織の職制及び定員に関しては、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

- 第41条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。
- 3 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

(役割)

- 第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び医学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は医学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規則)

第43条 教授会の運営に関する規則は別に定める。

第12章 厚生補導

(厚生補導)

第44条 学生の厚生補導に関する事項を取扱うために学生部を設ける。

第13章 学則の改廃

(学則の改廃)

第45条 本学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

付 則

この学則は、昭和30年4月1日より施行する。

昭和41年4月1日 一部改正(学部の入学定員80名から100名に変更した)

昭和49年4月1日 一部改正(学部の実習費を設定した)

昭和54年1月10日 一部改正(学部の授業料、実習費、施設整備費を学費としてスライド制を導入した)

昭和57年1月10日 一部改正(学部の教育充実費を設定した)

昭和60年4月1日 一部改正(全面的に見直した)

昭和62年4月1日 一部改正(受験資格の取扱いを一部変更した)

ただし、第9条第3項第1号の改正規定は、昭和62年度入学者から適用し、昭和61年度以前の入学者は従前のとおりとする。

平成2年4月1日 一部改正(講座を新設し、講座の名称を一部変更した)

平成3年4月1日 一部改正(授業料等のただし書きを挿入した)

平成3年7月1日 一部改正(大学設置基準、学位規則の改正等により一部改正した) ただし、第6条、第14条、第18条及び第29条の改正規定は平成4年4月1日から施 行する。

附則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。(大学設置基準の改正により自己評価等を 設定した)

附則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。(ただし、基礎科学の所定単位については 平成元年度以前の入学者は従前どおりとする。入学手続上の戸籍抄本を住民票に変更した。 また第7章外国人学生全文を削除した)

附則

この学則は、平成6年11月1日から施行する。(日本医科大学組織規則制定により、医学部主任から医学部長に職名を変更した)

附則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。(学則の改廃は理事会の承認から議決を必要とするに変更した)

附則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。(姓名変更上の戸籍抄本を住民票記載事項証明書に変更した。また第35条第3項の懲戒を退学に変更した)

附則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。 また教育充実費を6年間の分納に変更した)

附則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成10年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項の改正事項は、平成13年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成13年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。(別表1の3・4年授業時限配当表の診断学・検査医学を基本臨床実習に改め、5・6年授業時限配当表を新たに作成した。これに伴い、別表3のコース名称診断学・検査医学を基本臨床実習に改める。)

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 の 1 年授業時限配当表の選択科目 A の医用物理学を削除し、備考欄に入学試験で「生物」を受験しなかった者は生物系の選択科目(注 5)を履修することとし、欄外(注 5)に生物系選択科目を記載する。)

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。(基礎科学の所定単位については、平成16年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成17年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 18 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 100 名から 110 名に変更した。)

附則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 110 名から 112 名に変更した。基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 21 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 112 名から 114 名に変更した。)

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項、第 13 条第 1 項 の改正規定は、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前どおりと する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 114 名から 116 名に変更した。)

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 116 名から 118 名に変更した。)